

岡山家庭裁判所委員会議事概要

第1 日時

平成17年5月25日（水）午後3時から午後4時45分

第2 場所

岡山家庭裁判所大会議室

第3 出席者

13人（男性9人、女性4人）中10人（男性7人、女性3人）の委員が出席

第4 議事

1 委員長あいさつ

2 新委員自己紹介

前回の委員会（2月25日）から今回の委員会までに新たに任命された3人の委員が自己紹介を行った。

3 意見交換等

▪ 少年事件についての説明

少年事件について家庭裁判所の行う保護的措置、少年事件の手の流れ、少年事件に関する統計数字等について、少年係家庭裁判所調査官及び少年係主任書記官から説明が行われた。

▪ 意見交換

「少年事件について」というテーマで意見交換がなされた。

なお、意見交換では、次のような意見が述べられた。

○ 少年事件の処分結果状況の統計で、身柄事件送致の件数は平成14年以降あまり変動がないのに、平成15年、16年に少年院送致が急増している印象を持った。

○ 少年の評価の仕方について、特に、軽度発達障害を見逃すと処遇上大きな問題になるので、今後は心理テストの一種のWISC-III（ウイスク・サード）を励行していただきたいと思う。

別に知的な問題があるから行うのではなく、知的な問題がなくてもWISC-IIIは行わないと、その人の性格傾向あるいは発達における問題というものの把握はできないと思う。そこを見逃すと後々どういふ処遇をしたらよいかという点で、非常に大きな分かれ目になるので、是非お願いしたい。

○ 今いろいろ言われている軽度発達障害への理解も審判の時には配慮がいるのではないかと思う。

また、調査官の役割は大きいと感じた。特に家族関係調整、親とか家庭をどういふふう調整していくのか、家まで行ったり、関係機関と連携を執ったりというところは非常に大事だと思う。

○ 家庭環境の調整は付添人である弁護士一人が動いてもどうしようもないと感じた。やるとしたら付添人、家庭裁判所、福祉関係、学校などが、チームを組んでやらないと難しいかと思う。

それで、保護的措置の調整型というのは非常に難しいと思うが、家庭裁判所のイニシアチブで試験的に年に1件ぐらいやってみられてもよいのではないかと思う。

○ コンビニなどの前に座り込んで子どもたちが話しているのを見ると、礼儀やしつけのなさを感じる。そして、規律のない弛んだ態度に社会の退化と非行の芽を感じることもあるが、誰も注意もしないし、大人が近づいて行かない気がする。家庭でもしつけができてなく、学校も少し後ろに下がったというような気がし、そうすると地域社会が協力して関わっていくことが必要ではないかと思う。

○ 少年たちがコンビニの前にたむろして食べたり話しをしたりしているが、今、街の中では子どもたちには、たむろする場所がない。子どもたちは人を求め仲間を求めている

わけで、ただそこにたむろしているから解散しろでは意味がないと感じている。

- 少年たちをあまり攻めて追い込んでしまうと行くところがなくなって、かえって潜行してもっと悪くなることもあるので、代替措置というかいろんな場所を確保してから話しかけるというのが必要だと思う。それと家裁の役割とは違って、家裁は非行を犯した少年をいかに立ち直らせるかで、アウトローになるのが非行少年の100人中10人でなくて5人か4人ぐらいになると家裁が成功したと思って良いと思う。それが10人が10人アウトローになってしまうと、大人になった時に社会が負うリスクの方が大きいと思うので、可塑性のある少年時代になんとか立ち直らせるのが家裁の役割で、しかもそれが大人の犯罪予防にもなると思っている。
- 子供らにはカンフル剤みたいな対策も必要であるが、漢方薬のようなものが再犯防止に繋がったり、社会で自立することになると思う。子供の自尊感情が低いため再犯に走るのではないかの気がする。したがって長い目で見たときに社会も受け入れは大変だが、体験型の保護的措置をもっともっと積極的に考えていかないといけないと思う。

4 委員会の運営等について

- 岡山家庭裁判所委員会運営細則等について
別紙1のとおり岡山家庭裁判所委員会運営細則及び別紙2の岡山家庭裁判所委員会確認事項が出席者の全員一致で決定された。
- 次回の岡山家庭裁判所委員会について
今回は、7月4日午後今回に引き続き少年事件をテーマとして開催することとなった。また、次回委員会当日に希望する委員による少年院又は鑑別所等の少年関係の施設を見学を検討することとなった。
- 次々回の岡山家庭裁判所委員会について
次々回の開催期日として、11月9日が予定された。

(別紙1)

岡山家庭裁判所委員会運営細則

- 第1条 岡山家庭裁判所委員会（以下「委員会」という。）の運営については、家庭裁判所委員会規則（平成15年最高裁判所規則第10号）に定めるほか、この細則の定めるところによる。
- 第2条 委員長は、委員会を招集し、会議の議長となる。
- 2 委員は、委員長に対し、理由を示して、委員会の招集を求めることができる。
- 第3条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ議決することができない。
- 第4条 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(別紙2)

岡山家庭裁判所委員会確認事項

- 1 委員会の議事については、報道機関に対し、冒頭部分を公開し、委員会終了後取材を受けてその概要を伝える。
なお、委員会において、報道機関に対し、個別の事案ごとに議事の公開を認めることができる。
- 2 あらかじめ委員の意見を聴いた上で議事概要を作成し、岡山家庭裁判所のホームページを利用して、速やかに公開する。
- 3 家庭裁判所規則第6条3号の「あらかじめその（委員長の）指名する委員」を副委員長とし、委員長が1号委員以外の委員であるときは、委員長は1号委員の中から副委員長を指名する。
- 4 裁判所の諮問事項についての議事は、1号委員である委員長又は副委員長が議長となる。